

# 緊急事態対策規程 一部変更：新旧対照表

2026年2月1日改定

改定の目的：現在の実態に合わせての変更

現 行	改 定 案	補足
(緊急事態の範囲) 第2条この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件（これらに類似する事件を含む。）によって、当会社の事業所、又は役員及び従業員並びに来訪者（以下、「従業員等」という。）にもたらされた急迫の事態をいう。 (1) 自然災害 ①地震、風水害などの災害 (2) 事故 ①爆発、火災、建物倒壊などの重大事故 ②当社製品に起因する重大事故 ③当会社の事業所における重大人身事故 (3) 犯罪 ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃 ②会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査 ③内部者による背任、横領等の不祥事 (4) その他経営にかかる重大な事実 ①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態 <b>②当社株式の不当な買占め</b> ③各種訴訟、係争 ④特許権侵害を理由とする警告書の受領 ⑤重大な機密の漏えい ⑥重要な取引先の倒産等、取引先の緊急事態に起因する事態 ⑦不祥事の発覚や失言・詭弁などと判断されたことを機に、非難・批判が殺到し、收拾が付かなくなっている事態 ⑧その他、上記に準じる経営上の緊急事態	(緊急事態の範囲) 第2条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件（これらに類似する事件を含む。）によって、当会社の事業所、又は役員及び従業員並びに来訪者（以下、「従業員等」という。）にもたらされた急迫の事態をいう。 (1) 自然災害 ①地震、風水害などの災害 (2) 事故 ①爆発、火災、建物倒壊などの重大事故 ②当社製品に起因する重大事故 ③当会社の事業所における重大人身事故 (3) <b>法令違反・犯罪</b> ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃 ②会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査 <b>及び官公庁より送付された調査票</b> ③内部者による背任、横領等の不祥事 (4) その他経営にかかる重大な事実 ①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態 <b>&lt;削除&gt;</b> ②各種訴訟、係争 ③特許権侵害を理由とする警告書の受領 ④重大な機密の漏えい ⑤重要な取引先の倒産等、取引先の緊急事態に起因する事態 ⑥不祥事の発覚や失言・詭弁などと判断されたことを機に、非難・批判が殺到し、收拾が付かなくなっている事態 ⑦その他、上記に準じる経営上の緊急事態	即座に犯罪とはいえない事項あり。 東京都からの景表法違反調査票受領の経験より。 当社は株式を公開していないため削除。
(緊急事態の通報) 第3条 緊急事態の発生を認知した者は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。 2 通報は、原則として <b>株式会社サードウェーブ総務部門</b> （以下、「総務部」という。）が作成の別紙「本社緊急連絡網」（以下、「緊急連絡網」という。）に定める経路によって行うものとする。 3 通報の内容に応じて、総務部は連絡先を増減することができるが、すべての常勤取締役 <b>および関連部門を統括する役員</b> への報告は、必ず行うことを要する。 4 通報にあたっては、迅速さを最優先する。 <b>したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。</b> <b>また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。</b> 5 正確な情報を待つために、通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。	(緊急事態の通報) 第3条 緊急事態の発生を認知した者は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。 2 通報は、原則として <b>当会社が定めるツールを用いてすべての常勤取締役、常勤監査役及びチーフオフィサーすべてに一斉同報するものとする。ただし、自然災害の場合は当会社が定めるツールを用いて従業員全員に一斉同報するものとする。</b> 3 通報の内容に応じて、総務部は連絡先を増減することができるが、すべての常勤取締役 <b>及びチーフオフィサー、ならびに常勤監査役</b> への報告は、必ず行うことを要する。 4 通報にあたっては、迅速さを最優先する。 5 正確な情報を待つために、通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。	チャット等により一斉同報が可能なため、緊急連絡網は不要とする。 通報先の見直し。 第3条第2項変更に伴う変更。
(情報管理) 第4条 通報内容の情報管理については、事項に定める場合を除き、「社外秘」とする。 <b>2 緊急事態発生の通報を受けた総務部部門長（以下、「総務部長」という。）は、その事態が「内部者取引防止規程」に定める「重要事実」に該当する場合は、「インサイダー情報（極秘扱い）としての取扱いを指示するなど、情報管理上の適切な指示を行う。</b>	(情報管理) 第4条 通報内容の情報管理については、情報の性質に応じて、「社外秘」「 <b>関係者外秘</b> 」又は「 <b>極秘</b> 」とする。 <b>&lt;削除&gt;</b>	機密情報管理規程に合わせた対応。 内部者取引、重要事実、インサイダー取引は株式を開いている企業に適用されるものであるので、削除。
(緊急事態対応の基本方針) 第5条 緊急事態発生時においては、当該事態について所管部門にて、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。但し、第6条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。 <b>(1) 地震、風水害等の自然災害、(2) 事故 ⇒ 変更なし (略)</b> (3) 犯罪 ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃	(緊急事態対応の基本方針) 第5条 緊急事態発生時においては、当該事態について所管部門にて、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。但し、第6条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。 <b>(3) <b>法令違反・犯罪</b></b> ①企業爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃	

# 緊急事態対策規程 一部変更：新旧対照表

2026年2月1日改定

改定の目的：現在の実態に合わせての変更

赤字：変更箇所		
現 行	改 定 案	補 足
<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助を最優先とする。</li> <li>不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。</li> <li>再発防止を図る。</li> </ul> <p>②当会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真実を明らかにする。</li> <li>・再発防止を図る。</li> </ul> <p>③内部者による背任、横領等の不祥事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真実を明らかにする。</li> <li>・再発防止を図る。</li> </ul> <p>(4) その他経営にかかる重大な事実</p> <p>①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助を最優先とする。</li> </ul> <p><b>②当会社株式の不当な買占め</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の買戻し要求には応じない。</li> </ul> <p>③各種訴訟、係争</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会社が不利を被らぬよう、弁護士と相談し、訴訟を進行させる。</li> <li>・事態の再発防止を図る。</li> </ul> <p>④特許権侵害を理由とする警告書の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的観点、技術的観点から株式会社サードウェーブ<b>社長（以下、「社長」という。）</b>の判断を求める。</li> </ul> <p>⑤重大な機密の漏えい</p> <p>⑥重要な取引先の倒産等、取引先の緊急事態に起因する事態</p> <p>⑦不祥事の発覚や失言・詭弁などと判断されたことを機に、非難・批判が殺到し、收拾が付かなくなっている事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助を最優先とする。</li> <li>不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。</li> <li>再発防止を図る。</li> </ul> <p>②当会社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査<b>及び官公庁より送付された調査票</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真実を明らかにする。</li> <li>・再発防止を図る。</li> </ul> <p>③内部者による背任、横領等の不祥事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真実を明らかにする。</li> <li>・再発防止を図る。</li> </ul> <p>(4) その他経営にかかる重大な事実</p> <p>①海外に駐在する従業員等とその家族の生命の安全を脅かす事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助を最優先とする。</li> </ul> <p><b>&lt;削除&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②各種訴訟、係争</li> <li>・当会社が不利を被らぬよう、弁護士と相談し、訴訟を進行させる。</li> <li>・事態の再発防止を図る。</li> </ul> <p>③特許権侵害を理由とする警告書の受領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的観点、技術的観点から株式会社サードウェーブ<b>最高執行責任者（以下、「COO」という。）</b>の判断を求める。</li> </ul> <p>④(略)</p> <p>⑤(略)</p> <p>⑥(略)</p>	東京都からの景表法違反調査票受領の経験より。  当社は株式を公開していないので、削除。  COOが業務執行の最高責任者であるため、変更。
(緊急事態対策室)	(緊急事態対策室)	
第6条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。	第6条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。	
2 対策室設置に代えて、当会社の事業所に緊急事態対策室（以下「事業所対策室」という。）を設置することができる。	2 対策室設置に代えて、当会社の事業所に緊急事態対策室（以下「事業所対策室」という。）を設置することができる。	
3 第7条から第9条までの規定は、事業所対策室について準用する。但し、事業所対策室長は <b>社長</b> が任命する。	3 第7条から第9条までの規定は、事業所対策室について準用する。但し、事業所対策室長は <b>COO</b> が任命する。	
(対策室の構成)	(対策室の構成)	
第7条 対策室は、原則として <b>社長</b> を室長とし、関係者若干名をもって構成する。	第7条 対策室は、原則として <b>COO</b> を室長とし、関係者若干名をもって構成する。	
(緊急事態通報先一覧表)	(緊急事態通報先一覧表)	
第10条 当会社の各事業所責任者は、緊急事態の発生に備えて、 <b>緊急連絡網</b> を主要な場所に掲示し、これを関係者に周知徹底しなければならない。	第10条 当会社の各事業所責任者は、緊急事態の発生に備えて、 <b>緊急事態通報先一覧表</b> を主要な場所に掲示し、これを関係者に周知徹底しなければならない。	第3条第2項変更に伴い変更。
(一覧表の携帯等)	(一覧表の携帯等)	
第11条 従業員等は、 <b>緊急連絡網又はこれに代わり得るものをつけに携帯するとともに、常時「ライフカード」を携帯し、その所在又は通報先を明らかにしておかなければならぬ。</b>	第11条 従業員等は、常時「ライフカード」を携帯し、その所在又は通報先を明らかにしておかなければならぬ。	第3条第2項変更に伴い、削除。
<b>&lt;新設&gt;</b>	<b>(所管部門)</b>	所管を明確化。
<b>&lt;新設&gt;</b>	<b>(改廃)</b>	
	第12条 この規程は、総務部門が所管する。	
	第13条 この規程は総務部門の長が起案し、株式会社サードウェーブ取締役会で承認を得るものとする。	改廃手続を明確化。